

## 「さいたま市水道局概算数量発注方式試行工事」特記仕様書

### （共通事項）

第1条 概算数量発注方式は、配管、土工、付帯工（舗装本復旧、路面標示・区画線工）について、概算数量により積算したものである。工事開始前の設計数量は、第2条及び第3条により監督職員の承諾を得た数量とする。

### （現場立会）

第2条 受注者は、工事着手前に監督職員と現場立会を行い、監督職員の指示及び提示された資料に基づき、工事の起点、終点（工事範囲）及び弁栓類等の位置の確認を行わなければならない。

### （準備工）

第3条 受注者は、準備工として、前項により確認した起点から終点までの測量等の調査を行い、必要に応じて試掘を実施するものとする。なお、試掘を行う場合は事前に施工計画書を提出し、試掘にあたっては地下埋設物等の管理者に立会を求め、その結果を整理し、図面を作成することとする。

2 受注者は、CAD ソフトにより工事図面の作成を行う。受注者が作成する図面は、配管図、配管詳細図及び付帯工図（舗装本復旧図等）とする。また、案内図、布設工事数量表、弁栓類構造図、平面図、断面図、道路復旧図、給水管現況図、給水管取付替一覧表等の当初設計図面について、必要に応じて修正を行う。

3 受注者は、作成した図面を基に数量計算書の作成を行い、設計数量を算出する。

4 受注者は、作成した図面及び設計数量について、工事記録により監督職員の承諾を受けなければならない。なお、承諾を受けた図面については、監督職員に提出しなければならない。

### （工事の実施）

第4条 受注者は、監督職員から承諾を受けた図面及び設計数量を反映させた施工計画書を作成し、これに基づき工事を実施しなければならない。

### （設計変更）

第5条 設計数量の確定後、変更事項が発生した場合は、従来の発注工事と同様に「さいたま市請負工事設計変更ガイドライン」に基づき手続きを行うこととする。

### （その他）

第6条 図面の作成について、電子データのファイル形式は、「DXF」または「SXF」を標準

とし、その他とする場合は監督職員と協議するものとする。

- 2 図面作成方法等については、契約後、発注者が提供を行う「設計業務の手引（第6章 設計業務）」に則り行うものとする。
- 3 地下埋設物の資料収集については、発注者が実施するものとし、その資料について受注者は借用できるものとする。
- 4 概算数量発注方式について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。